

# 山口文化協会会則

(名 称)

第1条 この会は、山口文化協会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は山口市交流創造部文化交流課内におく。

(目 的)

第3条 この会は、文化団体相互の連絡を緊密にし、広く文化の創造と振興をはかり、市民文化の高揚に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種文化活動の推進と奨励に関すること。
- (2) 文化事業の研究、調査に関すること。
- (3) 参加関係団体の連絡提携に関すること。
- (4) 芸術文化の向上発展に寄与したものの表彰に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(組 織)

第5条 この会の目的に賛同する山口市内にある文化団体をもって組織する。

(入 会)

第6条 この会への入会は、所定の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

(役 員)

第7条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	3名
理 事	若干名
監 事	2名

2 この会に顧問及び参与をおくことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再選はさまたげない。

(役員選出)

第9条 会長、副会長、理事および監事は総会において選出する。

(会 議)

第10条 この会は、次の会議をもち会長がこれを招集する。

総会・理事会

- 2 総会は、加入団体の代表者をもって構成し、年1回以上開催し重要事項の承認ならびに決議を行う。
- 3 理事会は、本会の運営に必要な事項を審議決定する。
- 4 理事会は、事業の企画、立案をはじめ、本会の運営に必要な事項を審議決定する。
- 5 理事会は、事業の企画立案について必要あるときは、企画委員会を設置することができる。企画委員会は会長が選任する。

(運 営)

第11条 この会の会議は会員の二分の一以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(会 計)

第12条 この会の経費は、会費、寄付金および助成金をもって当てる。

## 山口文化協会会則

2 加入団体の会費は、年間10,000円とする。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(附 則)

第14条 この会の会則の改正は、総会において出席者の三分の二以上の同意により行う。

第15条 本会則は、昭和44年3月30日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成17年10月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。